

様式

公認会計士共同事務所報告書  
( 年4月1日から 年3月31日まで)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日提出

共同事務所名称： \_\_\_\_\_

公認会計士 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

公認会計士 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

一. 事務所の概況

1. 事務所

ふりがな 事務所名	所在地 TEL/FAX	設置 年月日	備考
(主)	〒 — TEL /FAX		
(従)	〒 — TEL /FAX		
総事務所数：  か所			

2. 事務所の構成

事務所名	構成する 公認会計士数	職員数			計
		公認会計士	公認会計士 試験合格者等	その他の 事務職員等	
(主)	人	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人
(従)	人	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人
計	人	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人



## 2. 被監査会社の内訳

### ①大会社等

監査区分	被監査会社の名称	担当構成員名	共同監査人	備考
金商法・会社法監査 計 社				
金商法監査 計 社				
会社法監査 計 社				
その他の法定監査 計 社				
合 計 社				

### ②その他の会社等

	被監査会社の名称	担当構成員名	共同監査人	備考
金商法・会社法監査 計 社				
金商法監査 計 社				
会社法監査 計 社				
学校法人監査 計 社				
労働組合監査 計 社				
その他の法定監査 計 社				
その他の任意監査 計 社				

## 三. 監査法人への移行の検討状況（構成員が5人以上の場合）

--

(記載上の注意)

## 一. 事務所の概況

### 1. 事務所

- a 備考欄には、当該事務所を統括する者の氏名を記載すること。
- b 従たる共同事務所が複数ある場合には、各事務所について記載すること。
- c 事業年度中に新設した場合、廃止した場合にはその旨備考欄に記載すること。

### 2. 事務所の構成

- a 当事業年度末現在の状況について記載すること。
- b 非常勤の者がいる場合には、() 外書きすること。
- c 従たる共同事務所が複数ある場合には、各事務所について記載すること。

### 3. 構成する公認会計士及び職員の概況

- a 事業年度末現在で作成し、構成員が主として執行する場合、又は職員が共同事務所に常駐する場合、その常駐先を記載すること。
- b 提出日現在までの間に異動等があった場合には、その旨備考欄に記載すること。
- c 職員が公認会計士等（公認会計士、会計士補、公認会計士試験合格者等）である場合には、その旨資格欄に記載すること。

### 4. 構成員間の規約について

- a 規約が改定されている場合には、その旨を記載する。  
(ア) 記載例①:「当公認会計士共同事務所の規約は、 年 月 日に最終改訂を実施しております。」

なお、規約を改定した場合には、速やかにその旨を届け出ることが必要です。

## 二. 業務の概要

### 1. 監査証明業務

- a 事業年度末現在の被監査会社数を記載すること。
- b 各監査契約の種類別に大会社等の数を内書きすること。
- c 従たる共同事務所が複数ある場合には、各事務所について記載すること。

### 2. 被監査会社の内訳

- a 監査証明業務の根拠となる法令の区分ごとに記載すること。なお、「大会社等」と「その他の会社等」に区分して、記載すること。なお、大会社等とは、公認会計士法第24条の2に規定する「大会社等」をいう。
- b この様式において
  1. 「金商法・会社法監査」とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）及び会社法に基づく監査をいう。
  2. 「金商法監査」とは、金商法に基づく監査で、金商法・会社法監査以外のものをいう。
  3. 「会社法監査」とは、会社法第396条第1項に基づく監査で、金商法・会社法監査以外のものをいう。
  4. 「学校法人監査」とは、私立学校振興助成法に基づく監査をいう。
  5. 「労働組合監査」とは、労働組合法に基づく監査をいう。
  6. 「その他の法定監査」とは、法律に基づく監査のうち、1から5までに含まれない監査をいう。
  7. 「その他の任意監査」とは、法律に基づかない監査をいう。
- c 当事業年度中において新たに監査契約を締結した会社については、備考欄に「新規」と記載すること。当事業年度内において監査契約を解除した会社については、備考欄に「解除」と記載すること。

## 三. 監査法人への移行の検討状況

構成員が5人以上の場合には、公認会計士共同事務所の業務運営細則第5条の規定に従い、監査法人への移行を検討し、その検討状況を記載する。